

関係保護者様

広島県立加計高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として次の表のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとります。出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんので、登校許可がおりのまで学校を休ませ、治療に専念してください。

なお、保護者の方が、切り取り線から下の「治癒証明書」を記入し、捺印の上、担任に提出して下さい。

【参考】 感染症の種類と出席停止の期間

	病 名	期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管性出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（マイコプラズマ感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎 など）	医師において感染の恐れがないと認めるまで

キリトリ線

治癒証明書（登校許可届け）

広島県立加計高等学校長 様

____年 氏名

1 病名 _____

2 出席停止期間（療養期間） 令和____年____月____日～ 令和____年____月____日

3 医療機関名 _____

上記の感染症について完治しましたので、報告します。

令和____年____月____日 保護者氏名_____ 印